

令和2年度

包括外部監査の結果報告書

委託について

～再委託、下請負を伴うものを中心として～

(概要版)

令和3年1月

豊田市包括外部監査人

弁護士 田 口 勤

第1章 総論

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として

3 事件を選定した理由

令和元年度の当監査では、出資団体をテーマの一つとして監査したところ、様々な問題点が認められた。

また、国が持続化給付金事務事業を委託したところ、委託料の大半が再委託先に支払われていた事実が明らかになり、委託契約と再委託又は下請負に対する市民やマスコミの関心はこれまでになく高まっている。

そこで、本年度は委託について、再委託・下請負を伴うものを中心として監査テーマとした。

4 外部監査の対象部署

委託契約又は委託料を取り扱ったことのある部署全て

5 外部監査の対象期間

令和元年度（必要に応じて他の年度も対象とする）

6 外部監査の実施期間

令和2年6月29日から、令和3年1月28日まで。

7 外部監査の方法

(1) 資料提出要請

令和2年6月29日の監査委員会議において、本年度に選定した監査テーマを監査委員に通知したのち、同年7月6日に契約課において契約に関わる手続についてレクチャーを受け、同月8日には、予備調査で回答を得ていた委託のうち、本年度対象とする委託を絞り込んだうえ、契約締結過程、契約履行、予算執行に関する一切の資料の原本又は写しを提出するよう、法務課を通じて要請した。

(2) ヒアリング

同年7月22日までに、各課に依頼した資料の提出を受け、提出された資料については、同年8月12日から同月14日にかけて短時間に集中的にヒアリングを実施するとともに、9月30日にかけて、写しものは原本を確認し、不足資料の追加を依頼した。12月1日以降は必要に応じて受託者の事務所を訪問する等してヒアリングを行ったほか、メールや電話で質問と回答を繰り返した。

8 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 田口 勤 弁護士

補助者	都築 真琴	弁護士
補助者	菊池 龍太	弁護士
補助者	西脇 正訓	弁護士 公認会計士
補助者	杉浦 理絵	弁護士
補助者	中村博太郎	弁護士

9 利害関係

包括外部監査人は、監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29に規定されている利害関係はない。

第2 本書の構成

1 指摘と意見

法令等に違反して是正の必要がある事項及び市が自ら定立し、又は契約書や合意書で定められた規範に違反している事項は「指摘」として記載した。また、これら法令等や規範に違反している訳ではないが、正確性を欠くものや、著しく不合理で裁量を逸脱していると認めた事項も「指摘」とした。

これに対し、経済性、効率性及び有効性の3Eの観点のほか、合理性や相当性の観点から、是正を推奨するものは「意見」として記載した。ただし、正確性を欠くものであっても明らかな誤記など軽微なものは「意見」とした。

2 監査の着眼点

(1) 全般的な視点

- ア 正確性
- イ 合規性
- ウ 経済性
- エ 効率性
- オ 有効性
- カ 合理性・相当性・正当性・妥当性
- キ その他 専門性

(2) 委託に関する視点

- ア 委託発注の必要性・委託を選択した理由を自覚しているか
- イ 契約の目的が明確か
- ウ 要綱・要領・細則・手引・ガイドラインその他マニュアル類の合規性
- エ 契約事務手続の合規性
- オ 契約相手の選び方の妥当性
- カ 契約書・変更契約書は作成されているか
- キ 再委託・下請負は妥当か
- ク 有効性の検証はされているか

第2章 委託に関する一般論について

第1 委託について

1 委託契約

(1) 委託契約と典型契約（民法）の関係

委託とは、本来、市が行うべき事務を他に依頼して行ってもらふことをいう（地方公共団体間の事務の委託に関する定めとして地方自治法第252条の14以下参照）。

委託契約は、典型契約の中では委任契約、準委任契約又は請負契約の性質を持つことが多く、しばしばこれらを複合した非典型的な特徴を持つ。一方、寄託の性質を持つ委託契約は見受けられない。

契約期限前であっても「仕事の完成」という時期が到来しうるのが請負契約であり、契約期間が満了しない限り仕事が終了しないものは、委託料の支払時期を検査合格後引渡し完了後にしたとしても、請負契約ということとはできない。

(2) 委託契約と工事（請負）契約の関係

地方自治法第221条第2項は、工事の請負契約者等に対しては首長の調査権等が及ぶ旨を規定し、工事請負契約とそれ以外の請負契約を区別している。請負契約のうち、首長の調査権が及ぶ工事請負契約を、それ以外の請負契約と区別して取り扱うことは妥当であるだけでなく、必要である。

よって、工事の請負契約は工事契約に区分し、委託契約とは別の契約類型として取り扱う必要がある。一方、工事の請負契約以外の請負契約と委任契約及び準委任契約は、概ね委任契約に含まれると解される。

(3) 工事関係委託契約とその他業務委託契約

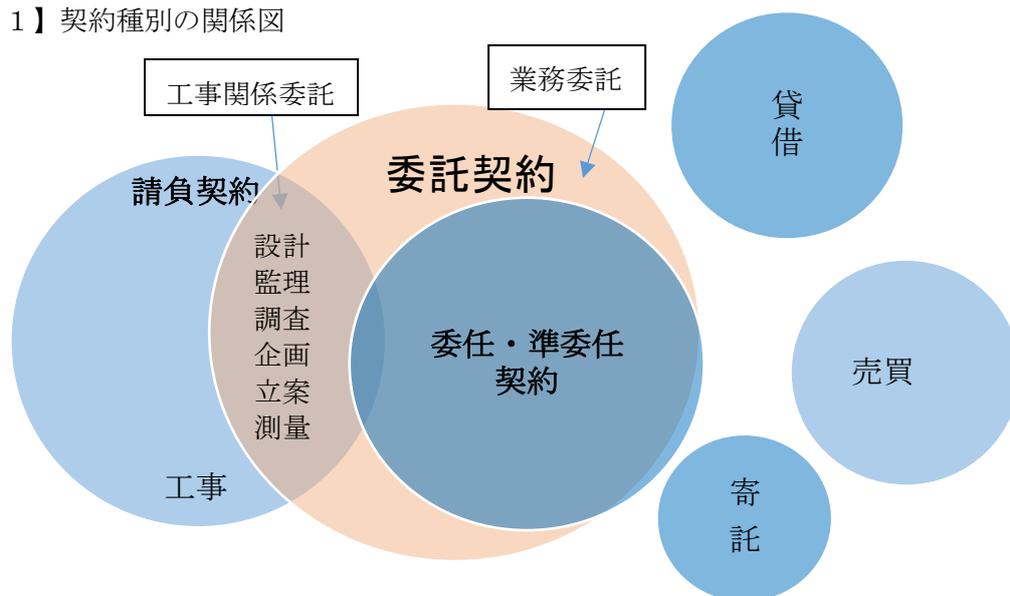
市では、工事に関する設計、監理、調査、企画、立案、測量等を対象とした委託業務（以下「工事関係委託」という）と、それ以外の業務委託（以下単に「業務委託」という）の契約事務を、別の要綱で定めている。

工事関係委託も業務委託も、豊田市契約規則（以下単に「契約規則」という）ではいずれも「その他の契約」として包括的に規定され、契約事務の流れも共通する部分が多い。しかし、工事契約により近接し、設計、監理、調査、企画、立案、測量等の「成果物」（豊田市工事関係委託事務要綱第19条第1項）を納品することを目的とし、明らかに請負契約に分類できるものは工事関係委託である。

一方、工事契約とは関連性が薄く、成果物に限らず事務処理を含む「給付」（豊田市業務委託事務要綱第20条第1項）を目的とする契約であって、請負契約だけでなく委任契約、準委任契約を含むものは業務委託である。

そして要綱やその下位規範である要領において、契約事務、事後審査型一般競争入札、低入札価格調査・最低制限価格制度、検査、成績評定等に関し、工事関係委託と業務委託では異なる取扱いを定めている。

【図表 1 - 1】 契約種別の関係図



(4) 工事契約、工事関係委託契約及び業務委託契約の関係

以上を整理し、市における工事契約、工事関係委託契約、業務委託契約その他の契約の関係を図形で表現すると、【図表 1 - 1】のとおりである。

まず、委託契約は、寄託契約、売買契約、使用貸借・賃貸借などの貸借契約とは別の契約類型である。また、請負契約のうち工事に関する工事契約は委託契約に含まれない。これに対し、請負契約のうち、工事契約に含まれないが工事に関する設計、監理、調査、企画、立案、測量等を対象とするものは、工事関係委託として委託契約の重要な一部をなす。そして、工事、設計、監理、調査、企画、立案、測量等に関しないその他の清掃、除草・草刈といった仕事の完成を目的とする請負契約と、(仕事の完成を必ずしも目的としない) 警備、受付等の事務処理を目的とする委任契約、準委任契約その他の非典型的な契約の集合は、業務委託契約として、委託契約の重要な一部をなす。

(5) 豊田市工事関係委託事務要綱と豊田市業務委託事務要綱

なお、契約規則は、地方自治法施行令第 173 条の 3 の規定に基づき、契約に関し、必要な事項を定める規則であるところ、工事又は製造の請負契約、財産の売買契約、物件の貸借契約に関する事項を中心に定めており、それ以外の契約は「その他の契約」としての記載はあるものの、委託契約に関する事項は詳細に規定されていないため、市では豊田市工事関係委託事務要綱（以下「工事関係委託要綱」という）及び豊田市業務委託事務要綱（以下「業務委託要綱」という）を定めている。

規則とは、市長が、法令に違反しない範囲でその権限に属する事務に関し制定する自主立法であり（地方自治法第 15 条第 1 項）、議会の議決を要しない。一方、要綱は、地方自治法及び地方自治法施行令に根拠はないが、行政の執行についての指針を定め

る内部的規範であり、地方自治体では部長決裁などで制定される例が多い。市においても副部長決裁のみで工事関係委託要綱及び業務委託要綱を定めている。

(6) 監査の結果

ア 契約規則で規定すべき事項が要綱に規定されていること【指摘】

工事関係委託要綱第12条及び業務委託要綱第13条の規定は、委託業務届出書を提出させなければならないとしている。また、工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の規定は、単に市内部の事務処理方法に関する規範に留まらず、委託業務下請負承認願を受託者に提出させ、その下請負が不適当な場合は、受託者に対してその下請負を中止又は変更させ得ることを規定している。同様に、工事関係委託要綱第22条及び業務委託要綱第23条には、契約履行状況報告書に基づく報告について、業務の改善が必要と認めるときは、受託者に対して業務の改善を勧告することができる旨の規定を置いている。

これら委託業務届出書の提出義務、下請負の中止変更義務、受託者の改善義務は、行政執行のための単なる内部規範の枠を超え、市民に義務を負担させる規範であるから、地方自治法又は地方自治法施行令に根拠のない要綱で定めるのではなく、規則で定めるべきである。

私的自治が妥当する私法上の契約では、地方公共団体であるからといって直ちに優越的地位は認められないので、契約相手として選定した市民との間で契約内容について上記のような条項について合意に至らない場合も想定する必要がある。そのような場合に対する備えとしては、書式として掲載するだけでは足りず、市民がこの書式に従うべき根拠を規則に盛りこむ必要がある。

イ 要綱の記載【意見】

工事関係委託要綱及び業務委託要綱の規定は、次のとおり訂正する必要がある。

工事関係委託要綱

	誤	正
第1条	豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。）	豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）
第4条 第2項 同条第3項	職務権限規程 工事関係委託担当副部長	豊田市職務権限規程 工事関係委託を発注しようとする部局の副部長（以下「工事関係委託担当副部長」という。）

業務委託要綱

	誤	正
第1条	豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「規則」という。）	豊田市契約規則（昭和39年規則第28号。以下「契約規則」という。）
第5条 第1、3項	主管課発注許可願	委託事務主管課発注許可願

ウ 事務の流れの整理【意見】

工事関係委託要綱第10条には「予算担当課長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく支出負担行為の процедуруをしなければならない。」と記載されているが、委託契約事務の手引（工事関係委託を除く）第13版（平成30年4月作成）（以下単に「業務委託手引」という）60頁には「契約課で入札又は見積徴収をしたものは、下記の「入札（見積）結果調書」を送付しますので、その調書によって支出負担行為決議を行ってください（契約書、案件発注決定書は後日、予算課を経て返却します。）。担当課と予算課が異なる場合は、担当課は写しを取り、速やかに予算課へ送付してください」と記載されている。工事関係委託契約事務の手引（平成30年4月作成（第7版））（以下「工事関係委託手引」という）には予算課に関する記載がないことから、業務委託手引に準じて行うことになるが、業務委託手引60頁の記載からすると、担当課と予算課が異なる場合は、担当課が支出負担行為の写しを予算課に送付するため、予算担当課長が支出負担行為の процедуруをする建て付けにはなっていないように見える。要綱第10、11条と各手引が整合するよう、記載内容を整理する必要がある。

2 雇用契約・労働者派遣契約と委託契約の峻別

(1) 委託契約と雇用契約の異同

委託契約は、程度の差はあるものの受託者に一定の裁量を与えられ、受託者の判断で事務を遂行する点に特徴がある。これに対して、雇用契約の労働者は、使用者に対して従属的な地位に立つため、労働者保護の要請が強く働く。

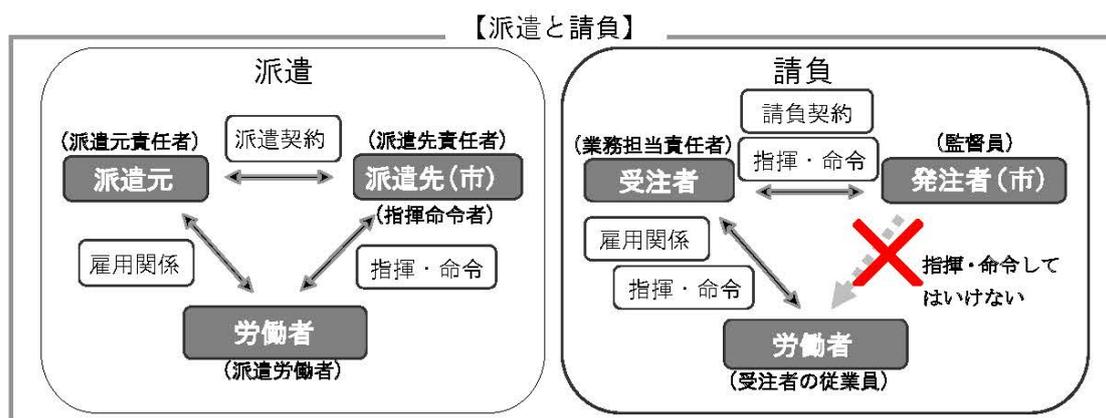
委託契約の受託者による業務遂行にあたり、市が具体的な指示を与えるようなことがあれば、労働者保護の法規制を潜脱することになり、偽装請負の非難を浴びることになりかねない。また、受託者が業務を下請負に出したにも関わらず、市又は受託者が下請負業者を指揮命令することも、労働者保護法制の潜脱であるから、市としては自ら下請負業者を指揮命令しないことはもちろん、受託者が下請負業者を指揮命令していないか、関心を払う必要がある。

(2) 委託契約と労働者派遣契約の異同

労働者派遣は、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号）とする。労働者派遣に基づく派遣労働者を市が受け入れた場合、労働者に対する指揮命令は、派遣先である市が行うことになり、偽装請負の問題が生じることはないが、同法に基づく派遣労働者保護の法規制を遵守する必要がある。

請負契約と労働者派遣契約の違いを分かり易く図にしたものが業務委託手引18頁に掲載されている（【図表1-2】）。

【図表 1 - 2】業務委託手引 18 ページの図



市としては自ら下請負業者が雇用する労働者を指揮命令しないことはもちろん、受託者が下請負業者の雇用する労働者を指揮命令していないかどうかについて、関心を払う必要がある。

(3) 監査の結果

ア 偽装請負【指摘】

豊田市史資料調査委託業務は、受託者（豊田市史資料調査会）を通じた偽装請負が疑われるため、市は同事業を直営するべきである。

イ 再委託先における偽装請負等の予防【意見】

工事関係委託要綱第 15 条及び業務委託要綱第 16 条の各第 2 項には、「その下請負が不適当なときは、契約者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる。」旨の規定があるが、偽装請負又は偽装派遣が疑われる場合にも、その下請負を中止若しくは変更させることができる根拠規定を置くことが望ましい。

ウ 業務委託手引 18 ページの図の修正【指摘】

【図表 1 - 2】として引用した業務委託手引 18 ページの図のうち、右側の図の発注者と受注者の間にある「指揮・命令」の文字は、「指図」等に変更しなければならない。

3 市における委託契約の事務手続

(1) 契約相手としての適格性

ア 法人格

契約には必ず契約相手が存在し、契約の当事者は双方とも、原則として権利義務の帰属主体たりうる自然人又は法人（認可地縁団体含む、地方自治法第 260 条の 2 参照）である必要がある。

イ 権利能力のない社団

ただし、権利能力のない社団といえる団体は、法人格を持たないにも関わらず、例外的に契約当事者になることができる。法人格を持たない団体と委託契約を締結す

るにあたっては、①団体としての組織をそなえているかどうか、②多数決の原則が行なわれているか、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続するか、④その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているかどうかについて、事前に調査する必要がある。

ウ 組合契約

民法上の組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる契約であり、組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができ、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる（民法第675条）。結果として、組合の債権者は組合の財産から債権を回収することもできるし、組合員に無限責任を追究することも可能である。なお、民法上の組合そのものに法人格は認められないが、森林組合法などの法律によって法人格が認められた組合は、当然、契約相手になる（森林組合法第5条参照）。

(2) 契約相手の決定方法

ア 競争入札

官公庁が契約者を決める最も基本的かつ原則的方法であり、複数の者に入札書を提出させ、最も有利な条件の者を契約相手として選定する方法である。

(ア) 一般競争入札

入札条件を公告し、それを見た希望者が提出する入札書により競争を行い、落札者を決定する方式である。

(イ) 入札後資格確認型一般競争入札

業務委託入札要領第1条及び第2条は、「一般競争入札等」を、入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する入札後資格確認型一般競争入札を含むものとして定義している。

(ウ) 事後審査型一般競争入札

入札後に入札価格の低い者から入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たす場合に落札を決定する一般競争入札であり、市においては設計金額300万円超の工事関係委託では、原則としてこの方法により一般競争入札が実施される（豊田市工事関係委託事後審査型一般競争入札実施要領第2条）。

(エ) 指名競争入札

予め参加する資格があるかどうか審査した者の中から、適当と認められる複数の者を指名し、入札書により競争を行い、落札者を決定する方式である。

イ 随意契約

任意に特定の相手方を選択して契約する方法で、見積競争による方法と1者特命随意契約がある。委託事務を履行する能力があると信頼できる相手方を契約相手として選定できる点で信頼性、安全性が高いのが特徴であるが、競争性は限定されてお

り、契約当事者選定過程が透明とは言い難い。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項では、随意契約が可能な場合を9種類の場合に限定している。

ウ プロポーザル方式（随意契約の一種）

市では、豊田市プロポーザル方式実施ガイドライン（以下単に「ガイドライン」という）を定めて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質または目的が競争入札に適しないもの」で、次の各号のいずれかに該当する契約を対象に、契約相手選定の手続を定めている（ガイドライン第3条）。

- ① 広範かつ高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を必要とするとき
- ② 芸術性、創造性等、提案に基づき実施することが効果的と認められるとき
- ③ その他プロポーザル方式によることが適当と認められるとき

(3) 契約の種類

ア 総価契約

単価、数量、総額金額を確定した上で、この総額を契約金額として締結する契約である。

イ 単価契約

例外的に、数量を確定できない場合に、給付の目的である物品又は役務の規格及び単位あたりの価格だけを決定して締結する方法である。

ウ 複数単価契約

単価が異なる複数の物品や役務の給付を、一つの契約で締結する契約である。

エ 長期継続契約

会計年度独立の原則に基づく単年度契約の例外措置として、翌年度以降の予算措置（債務負担行為等）をしなくても1回の契約で複数年度にわたって業務を行うことのできる契約である。

(4) 監査の結果

ア 法人格を持たない団体との契約【指摘】

市は、法人格を持たない団体との間で委託契約を締結しているにも関わらず、権利能力のない社団としての要件を充たしているかどうかについて、検討していない例が見受けられた（海外派遣団）。

イ 委任・準委任たる委託契約に低入札価格調査制度を適用することの可否【指摘】

豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第1条は、「この要綱は、本市が競争入札により行うその他業務委託のうち請負契約に該当する契約（以下「業務委託」という。）と変更するなど、「業務委託」の定義を請負契約に限るものにする必要がある。

ウ 委任・準委任たる委託契約に最低制限価格制度を適用することの可否【指摘】

請負契約以外の場合に最低制限価格制度を適用することはできないというべきであるから、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱別表の「適用業務」及び上記業務委託手引の記載から警備、草花管理及び受付の例は削除しなければならない。

エ 1者入札の有効性【指摘】

業務委託入札要領第9条所定の一般競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)4項(5)②には、「入札者が一人のときは、当該入札は成立しないものとします。」と記載されている。契約規則に一般競争入札においても入札参加者が一人であるときは成立しないものとする根拠規定がない以上は、市における一般競争入札では1者入札も有効と解するべきである。そうであれば、上記要領様式第2号の4項(5)②の記載は規則上の根拠を欠く記載であり、削除しなければならない。

オ 1者特命随意契約における見積のあり方【意見】

1者特命随意契約の場合で、見積提出者が提出した見積金額が予定価格を超えている場合、見積金額を同日中に複数提出させて、見積金額が予定価格を下回った時点で契約当事者として選定するあり方がよく見られる。見積提出に回数制限を設けたり、小刻みな見積金額の減額を許さないこととしたりして、ある程度経済性にも配慮した運用を心がけられたい。

カ 要綱の記載訂正について【意見】

工事等入札要綱第3条第1号「入札参加資格申請書」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格審査申請」とするべきである。同様に、物品等入札要綱第3条第4号「競争入札参加資格審査申請」は、別表第1と平仄を合わせる必要があり、「入札参加資格申請」とするべきである。

キ 要領の記載訂正について【意見】

業務委託入札要領第4条第2項記載の「指名競争入札等」のうち「等」が何を指すのか不明であり、明確にする必要がある。「等」に含まれる内容がなければ、削除するべきである。

ク 業務委託手引の記載訂正について【意見】

業務委託手引の「委託業務とは、本来市が行うべき法律行為又は事実行為(事務)を、契約という法形式により他人に依頼することです。委託業務契約は民法上の契約類型としては主として請負契約の形をとります。請負とは仕事の完成を目的とする契約関係であり、その内容は清掃・警備等のように役務の提供を目的とするものから、デザイン・印刷物の製作等のように成果品の提供を目的とするものまで幅広く含まれます。」との記載は、「委託業務とは、本来市が行うべき法律行為又は事実行為(事務)を、契約という法形式により他人に依頼することです。委託業務契約は民法上の契約類型としては請負契約や委任契約・準委任契約の形をとります。請負とは仕事の完成を目的とする契約関係であり、その内容は清掃・草刈等のように役務の提供を目的とするものから、デザイン・印刷物の製作等のように成果品の提供を目的とするものまで幅広く含まれます。委任・準委任とは法律行為や事実行為の委託を目的とする契約であり、訴訟行為の弁護士委嘱から警備・受付まで、仕事の完成を必ずしも目的としないあらゆる事務処理を目的とするものがここに含まれます。」と訂正されたい。

ケ 入札参加資格について【意見】

案件発注決定書（当初）に「落札者の見積採用」との記載があることから、前回設計段階で見積書を提出させた業者が1者のみ入札して落札していると考えられる委託があった（都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託）。設計段階で見積書を徴収する業者の選定過程の基準化や一般競争入札の参加資格との関係について整理が必要と考えられる。また、デジタル空中写真撮影のように県内に当該業務を行う業者が限定されている業務の入札では、1者入札か不落随契となる可能性が高くなる。経済性に配慮するためには、委託業務の内容によっては、入札参加資格の範囲を柔軟にすることも検討されたい。

4 契約変更の事務手続

(1) 契約変更が可能な場合

契約規則第40条第1項及び2項は、契約者の申し出のとおり天災地変等やむを得ない理由があるときは、相当の期間に限り、履行期限の延長又は事業の一部休止を認めることができるとし、契約規則第42条第1項は、技術、予算その他やむを得ない理由があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更し、又は契約の履行を一時中止させることができるとするなど、契約締結後に契約内容の一部変更を認める旨の規定をする。これを受けて、工事関係委託要綱第16条及び17条並びに業務委託要綱第17条及び18条は、変更契約について規定し、遅滞なく（速やかに）変更契約書を締結しなければならないとしている。

設計変更事務取扱要領は、工事契約及び工事関係委託契約について、事務の合理化を図ることを目的に、設計内容の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定めているところ（第1条）、設計変更できる場合を第3条で規定し、設計に伴う契約に関し、契約規則第42条第1項の「技術、予算その他やむを得ない理由」を具体的に定めている。

また、その他業務委託変更事務取扱要領も、業務委託契約について、変更できる場合に関する契約規則の規定を具体化している（同要領第3条）。

(2) 変更できる範囲

ア 要領の記載

契約規則には、契約変更できる範囲すなわち変更契約で処理できる限界について特に規定はないが、設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第4条は、限界を定めている。この限界を超える場合は、変更契約で処理することはできず、別途契約を締結する必要がある。

イ 業務委託手引の記載

この点、業務委託手引68頁には、「軽微なもの※を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください」と記載され、「※軽微なもの … 単

価契約で行っていたものを総価契約で行ったことによる精算行為等の数量の変更や、金額を伴わない変更。」と説明されている。要領と手引で、異なった記載をしている。

(3) 変更契約の手続

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第5条は、変更契約の手続を定めている。

(4) 変更契約書締結時期

ア 契約規則及び要綱の記載

契約規則第40条及び42条いずれの場合も、契約を変更する場合には遅滞なく変更契約書、変更請書等の作成を要求している。建設業法第19条第2項は、建設工事請負契約の変更に書面による合意を必要としているが、同法の適用がない契約についても、地方公共団体が一方当事者となる契約では、契約書の作成によってはじめて契約内容が確定すると規定する地方自治法第234条第5項の要請から、変更契約書等の作成は当然必要である。

契約規則を受けて、工事関係委託要綱第16条第4項及び業務委託要綱第17条第4項も、変更契約書を早急に締結することを求めている。

イ 要領による修正

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第6条は、変更契約書の締結時期について、工期（契約期間）の末等までに行うことができる特則を設けている。

(5) 変更契約書の省略

契約規則や要綱、要領にも、変更契約書の締結を省略できる場合に関する規定は存在しないが、業務委託手引69頁には、12変更契約、(1)変更協議書《その他》として、金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください、という記載がある。

(6) 監査の結果

ア 変更契約締結時期に関する契約規則・要綱と要領の記載【指摘】

契約規則と要綱は、変更契約を締結すべき時期について遅滞なく（速やかに）締結すべきとしているが、設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第6条ではこれを変更して、工期又は契約期間の末までに変更契約を締結すれば足りる場合があることを規定している。現状のままでは契約規則・要綱に違反する要領によって契約事務が運用されていると言わざるを得ない。

イ 変更契約締結時期の例外規定【指摘】

設計変更事務取扱要領及びその他業務委託変更事務取扱要領の各第6条のような、変更契約締結時期に関する例外規定を適法化する改正を行うとしても、その他業務委託変更事務取扱要領第6条第1号の「精算行為により数量の変更を伴うもの」とい

う規定ぶりは余りにも広範囲に解釈される余地があるため、「精算行為により数量が変更するに過ぎないもの」とするなど、限定的な規定ぶりに変更する必要がある。

ウ 変更契約書を締結しない場合【指摘】

契約規則と要綱には、変更契約書の締結を省略できる場合は特に定められていないにもかかわらず、業務委託手引の記載を根拠に軽微な変更は変更契約書を締結しない取扱いがなされていた（藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託等）。

仮に、事務処理の軽減を図るために変更契約書や変更請書等の作成を省略できる場合を定めるのであれば、契約規則にその根拠規定を設け、契約規則に基づき要綱・要領を整備して、手引に記載する必要がある。契約規則、要綱・要領に根拠規定を設けないのであれば、業務委託手引の「金額を伴わない軽微な変更で、変更契約書を交わさない場合は、「変更契約書は交わさない。」と記入してください。」という記載を削除しなければならない。

エ 変更可能な範囲に関する要領と業務委託手引の記載【指摘】

変更契約可能な範囲について、設計変更事務取扱要領第3条及びその他業務委託変更事務取扱要領第3条では具体的に記載されているにも関わらず、業務委託手引68頁では、「原則として契約の変更は認めていません。追加等の契約をする場合は、軽微なもの※を除き、原則として新たな競争入札又は随意契約とし、別途契約をしてください。」としているため、要領と業務委託手引の記載が整合していない。契約変更可能な範囲について検討のうえ、両者を統一した記載に変更すべきである。

オ 変更できる範囲の条項追加【指摘】

設計変更事務取扱要領第3条及びその他業務委託変更事務取扱要領第3条には、契約内容を法令に適合させるために必要な場合は、変更できることを真正面から規定すべきである。

5 委託料について

委託契約に基づいて市が受託者に支払う金銭は、委託料の節で管理されている（豊田市予算決算会計規則第25条第3号）。市の委託料の推移は、【図表1-3】のとおりである。

また、令和元年度中に一部でも委託料が執行されたことのある委託契約（ただし、100万円未満のもの、指定管理料及び令和元年度に監査対象とした委託を除く）の詳細を予備調査で照会したところ、概要は【図表1-4】のとおりであった。同図表は、複数年度にわたって委託料を支出する委託についてはその当初契約金額が含まれる一方、令和元年度に委託料の支出があっても当初契約金額が100万円未満のもの、指定管理料及び令和元年度に監査対象とした委託を除いているため、【図表1-3】記載の令和元年度委託料の金額とは整合しない。

【図表 1 - 3】市の委託料の推移

(千円)

	平成 2 9	平成 3 0	令和 1
指定管理料	5, 047, 128	5, 077, 798	5, 119, 226
委託料（指定管理料を除く）	20, 514, 922	21, 771, 956	22, 508, 077
合計	25, 562, 050	26, 849, 754	27, 627, 303

【図表 1 - 4】令和元年度に一部でも委託料が支出されたことのある委託の集計
(100万円未満の委託、指定管理料等を除く) (円)

	件数	当初契約金額 (税込)
工事委託	1 0	631, 582, 577
工事関係委託	1 8 8	2, 098, 768, 400
その他業務委託	8 6 8	17, 819, 298, 272
労働者派遣	9	99, 938, 514
工事関係委託 (上下水道局)	2 6	652, 449, 000
その他業務委託 (上下水道局)	7 8	2, 993, 995, 703
労働者派遣 (上下水道局)	1	60, 650, 057

ただし、第3章第4の1記載の標準宅地等鑑定評価委託の委託料は含まない。

第2 再委託・下請負について

1 意義

(1) 再委託・下請負の契約類型

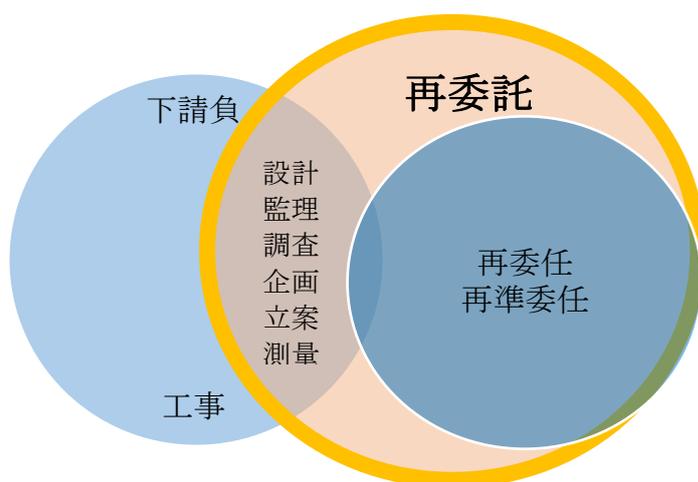
再委託とは、委託契約の受託者が、その業務の全部又は一部をさらに第三者と委託契約を締結してこれに受託させることをいい、下請負とは、請負契約を締結した請負業者が、その業務の全部又は一部をさらに第三者に請け負わせることをいう。再委託は、下請負と再委任、再準委任をいずれも含む関係にある。

(2) 市における下請負の用法

委託契約の受託者が、市に対して再委託又は下請負の承認を依頼する文書は「委託業務下請負承認願」であり、再委託と下請負を総称して「下請負」の文言が使用されている。受託者が市に承認を求めべき業務は、下請負契約だけでなく、再委任、再準委任を含む再委託契約であるから、「委託業務下請負承認願」の実体は、「再委託承認願」である。

以下では、再委託の文言を、下請負を含むものとして使用する場合があります。

【図表 1 - 5】再委託と下請負契約・再委任契約・再準委任契約の関係図



2 再委託・下請負の制限

委託契約の締結には、事務手続が厳格に定められている。これを担保するため、契約規則、要綱、契約約款で再委託・下請負に対して制限をかけている。

(1) 再委託・下請負可能な業務の範囲

ア 全部の再委託・下請負の禁止

工事関係委託要綱第15条第2項と業務委託要綱第16条第2項が各第1号で、下請負の内容が、委託業務の全部を請け負うものであるときは下請負を中止させるか変更させることができるとするのは、工事契約に限らず、工事関係委託、業務委託の場合も、委託業務の全部を再委託・下請負することを全面的に禁止する趣旨である。

イ 一部下請負の届出・承認願

工事関係委託については工事関係委託要綱第15条第1項が、業務委託については業務委託要綱第16条第1項がそれぞれ事前に委託業務下請負承認願を届け出させなければならないと規定している。

ウ 主たる部分の下請負の中止・変更

工事関係委託要綱第15条と業務委託要綱第16条の各第2項第1号は、下請負業者について内容を確認し、業務委託の全部又は主たる部分を請け負うものであるときは、受託者に対してその下請負を中止若しくは変更させることができる旨をいずれも規定している。丸投げでなくても、主たる部分を再委託・下請負に出している場合は、市は再委託・下請負を承認せずに中止させ、主たる部分を請け負うものではない内容に変更させることができる。

(2) 契約当事者としての適格性

ア 反社会的勢力排除条項

下請負業者が暴力団等排除条項に抵触する場合、委託契約の解除事由になる。

イ 入札資格・入札参加との関係

下請負者が入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないことが必要である。さらに、工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の各第2項第3号で、下請負業者が当該委託業務の指名競争入札参加者ではないことを要求する。

ウ 資格等

下請負者が委託業務を行うに当たって、必要とされる資格等を有していなければ、下請負の相手方とすることはできない（前記各要綱の各条第2項第4号）。

(3) 個人情報保護・情報セキュリティ

OA化の進展に伴い、個人情報や秘密情報を大量かつ瞬時に取り扱うことが可能となり、漏洩や目的外使用のリスクが高まっている。市が委託契約を締結した場合、これらリスクに対して責任を負うのは委託契約の受託者である。そのため、市は、「個人情報保護条例」及び「外部委託等におけるセキュリティ管理基準」に基づき、該当する業務に特記条項を付して、受託者に守秘義務等を課している。このことは、受託者が下請負に出した場合でも変わることはない。基本的には、受託者と再委託先との間の守秘義務契約によって担保しつつも、一次的には受託者がその責任を負わなければならない。しかし、責任の所在が受託者にあるとしても、リスクに晒されるのは市が保有する個人情報や秘密情報であるから、市も情報を取り扱う受託者、再委託先について無関心であってはならない。

(4) 監査の結果

ア 契約規則と要綱のあり方について【指摘】再掲

工事関係委託要綱第15条及び業務委託要綱第16条の規定は、委託業務下請負承認願を受託者に提出させ、その下請負が不適当な場合は、受託者に対してその下請負を中止又は変更させ得ることを規定しており、受託者がこれに応じて委託業務下請負承認願の提出義務、下請負の中止又は変更義務を負担しなければ効果のない規定である。そうであれば、これらの規定は内部規範の枠を超え、市民に義務を負担させる規範であるから、地方自治法及び地方自治法施行令に根拠のない要綱で定めるのではなく、規則で定めるべきである。

イ 委託業務下請負承認願の省略【意見】

委託業務下請負承認願を省略できる場合を要綱で定めることも検討に値する。また、受託者との契約や協定（道路橋定期点検支援業務協定参照）に基づき委託業務下請負承認願の提出を省略できる場合を認めるのであれば、やはり、その旨を要綱に定める必要がある。

ウ 作業責任者等報告書に記載する作業従事者の範囲【意見】

「個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」の別紙「遵守項目確認表」様式1で要求されている作業責任者等報告書には、受託者の作業責任者及び作業従事者のみではなく、再委託先における作業従事者も記載して、個人情報や秘密情報にアクセス可能な個人を把握するのが望ましい。

エ 再委託と下請負の用語の整理【意見】

再委託と下請負を総称して「下請負」を用いるのではなく、下請負を含む「再委託」の文言を再委託と下請負を総称するものとして用いるのが望ましい。

オ 再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由の記載【意見】

「委託業務下請負承認願」は、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式にはなっていないが、再委託をする理由及び当該再委託先を選定する理由を記載する様式に改めるべきである。

カ 委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入すべきである【指摘】

複数年度契約の委託業務下請負承認願は、下請負契約見込額として当該年度の金額を記入するべきである。それに合わせて、契約金額についても総額ではなく、当該年度の支払額を記入するべきことを明確にする必要がある。

キ 下請負業者と入札資格・入札参加との関係【意見】

工事関係委託要綱第15条第2項第3号では、下請負業者が指名競争入札における入札参加者でないことを必要としている。逆に、工事関係委託手引12頁では、一般競争入札の参加者は可とされている。しかし、一般競争入札の参加者も、下請負業者になれない旨の制限を検討する必要がある。

第3 再委託・下請負を伴う委託契約書について

1 委託契約書のあり方

(1) 契約書の記載事項

市が一方当事者となる契約は、契約規則第33条に規定する記載事項ある契約書を締結していなければならない。例外的に契約書の締結を省略している場合は、契約規則第34条に従っている必要がある。契約規則第33条第1項は、契約の目的を記載するべき事項としているが、契約書の書式に契約の目的を記載する欄は設けられていない。

同条第3項に基づき、市（市長）は様式第4号（その2）（第33条関係）として工事関係委託契約の契約書と豊田市工事関係委託契約約款を、様式第4号（その3）（第33条関係）として業務委託契約の契約書と豊田市業務委託契約約款を定めている。

(2) 監査の結果

ア 契約の目的を記載するべき【指摘】

契約書には、契約規則第33条第1項に従い、契約の目的を記載するべきである。この目的が明確でなければ、契約の所期の目的を達成できたかどうかという有効性を評価することはそもそも不可能である。したがって、契約書に契約の目的を漏れなく記載するよう、契約書の書式、要綱、要領、手引の記載を整備するべきである。

イ 委託発注の必要性を「執行の理由」として自覚的に記載するべき【指摘】

案件発注決定書（契約締結依頼書・予算執行伺書）の「執行の理由」には、どのような点で委託発注した方が直営するよりも優れているのかについて説明することが求められている。この点について、改めて全市的に確認する必要がある。

2 契約約款

(1) 契約約款の記載

契約規則第33条第3項の規定に基づき、市（市長）は契約書の書式を定めるとともに、契約約款も定めている。

(2) 監査の結果

ア 著作者人格権不行使特約の必要性【意見】

豊田市工事関係委託契約約款及び豊田市業務委託契約約款には、著作者人格権不行使特約を規定することも検討に値する。

イ 変更契約書等の締結【指摘】

豊田市工事関係委託契約約款（改正前）第11条第1項及び豊田市業務委託契約約款第10条第1項には、契約金額又は契約期間を変更する必要がある場合には、協議の上書面で変更するものとされているが、それ以外の変更の場合には、書面による必要がないかのような記載となっている。変更契約事務の効率化のために書面を要しない場合を規定するのであれば、契約規則、要綱、要領にその根拠が必要である。

ウ 合併の場合の解除条項【意見】

委託契約の契約期間中、合併等により委託先の支配権が変更された場合に、解除することができる条項（チェンジ・オブ・コントロール条項）を設けることを検討する必要がある。

3 契約約款における再委託・下請負の制限

(1) 契約約款の記載

各契約約款では、設計図書で「主たる部分」を指定しない限り、再委託は無制限に可能となりかねない。しかも、設計図書において誰がどのように指定するかが不明である。

(2) 契約規則・要綱の記載との比較

契約規則・要綱記載の「主たる部分」は、設計図書における指定の有無に関わらない。

(3) 監査の結果

ア 契約約款の規定を契約規則及び要綱の記載に合わせるべき【指摘】

豊田市工事請負契約約款第6条と同様、各契約約款から「主たる部分」に対する設計図書の指定を削除し、「乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」と改定するべきである。

イ 「主たる部分」について一次的には市が指定するべきである【指摘】

主たる部分を漏れなく指定するための記載欄を契約書又はその添付資料に設けなければならない。

4 再委託・下請負を伴う委託の全体像

【図表1-4】で集計した委託料から、再委託・下請負を伴うもので当初契約金額が1000万円以上のものを抽出したところ、部署は13、合計金額は66億円余りであった。

第3章 個別の委託について

第1 経営戦略部

1 CATV・インターネットにおける豊田市政情報提供番組制作放映委託

(1) 概要

ア 契約目的

市政への理解を深め参加を促すため、豊田市の施策やイベントなどの市政情報を分かりやすく市民に提供すること。「執行の理由」には「地域に密着した広報メディアであるCATV放送で市政情報を市民に提供する。また、より多くの市民が同番組を視聴できる環境を整えるため、インターネットにて市政情報を提供する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

番組「とよたNOW」及び「とよたNOW総集編」の制作及び放映、及び一部コンテンツのストリーミング配信。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 ひまわりネットワーク株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 市域内にケーブルテレビ網を整備し、地域に密着した番組制作・放映ができる唯一の事業者である。

(2) 再委託

委託業務のうち、「番組内の『特集』及び『いこまいとよた』の制作」を金2493万0400円（契約金額の25%）で再委託することについて承認された。再委託の理由として、市政情報提供番組制作に係る作業全てについて、弊社スタッフで対応することが難しいため、との記載がある。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託承認の判断材料を文書化すべきである【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

2 広報とよた及びとよた市議会だより作成業務委託（複数単価契約）

(1) 概要

ア 契約目的

市民に分かりやすくかつ確実な市政情報を提供すること。

イ 委託内容（業務委託）

「広報とよた」の発行（原稿作成、印刷等）、及び豊田市議会が編集発行する「とよた市議会だより」の印刷及び広報とよたへ折込み配布である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 東名印刷株式会社

(イ) 選定方法及び理由 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項）

当初一般競争入札を行い受託者1者がこれに応じたが、入札金額が予定価格を上回っていたため、同項8号に基づき契約課において随意契約交渉を行ったものの入札は不調となった。その後、業務委託要綱第5条第1項第1号に基づき主管課発注をした。選定理由を2号としたのは、市内の他業者に参加の意思を確認したところ了解が得られず、東名印刷のみが履行能力を有すると判断したためである。

(2) 契約の変更

消費税増税に伴い、契約金額の変更がなされた。

(3) 再委託

委託業務のうち、「印刷・製本・加工・仕分け・発送」を金5548万5000（契約金額の91.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。市によると、受注者の印刷機では対応不可能であることは想定していたものの、市内に拠点があり、印刷の業務に精通しているため、受託者と契約した。なお、再委託先は、名古屋市に本社、小牧市に工場を持つ印刷業者である。

(4) 監査の結果

ア 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記するべきである【指摘】

イ 「執行の理由」には、専門性、経済性、効率性の観点から、委託発注する必要性を記載及び検討した上で、発注する旨を判断する必要がある【指摘】

ウ 随意契約に至る経緯とその理由を選定理由として記載するべきである【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

オ 再委託をする必要性及び当該再委託先を選定する理由を市としても実質的に検討のうえ承認するべきである【意見】

カ 印紙税の納付に漏れないように、受託者にひとこと確認されたい【意見】

第2 企画政策部

1 おいでん・さんそんセンター運営業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

第8次総合計画で掲げる将来都市像「つながる つくる暮らし楽しむまち・とよた」を実現するため、農林業を体験する交流や地域間の交流、企業の社会貢献活動としての交流など、様々なニーズに応じた交流機会の提供や移住促進に資するいなか暮らしのコーディネートを行うとともに、おいでん・さんそんセンターの円滑な運営及び機能の充実により、多様な交流形態に対応したコーディネート体制を確立し、都市部と山村部の活発な交流、山村部への移住を促進すること。「執行の理由」には「おいでん・さんそんセンターの円滑な運営及び機能の充実により、多様な交流形態に対応したコーディネート体制を確立し、都市部と山村部の活発な交流、山村部への移住を促進する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①総合窓口の運営、②都市部と山村部の交流コーディネート、③いなか暮らしコーディネート、④山村の魅力・価値PR。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 一般社団法人おいでん・さんそん

（イ）選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由 当該委託業務を遂行できるノウハウ、陣容を有する唯一の業者である。

(2) 再委託

「おいでん・さんそんセンターのホームページ管理・テンプレート作成、ドメイン・サーバー管理代行」を30万円（契約金額の0.76%）で承認のうえ再委託された。しかし、12万0450円（契約金額の0.30%）でデザイン広告を手掛ける事業者にデザイン及び印刷を依頼したものの、承認の手続がなされていなかった。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 委託業務下請負承認願の手続に漏れが生じないようにするべきである【指摘】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 豊田市低炭素社会モデル地区運営・管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市低炭素社会モデル地区において、市が推進する持続可能な社会の実現に向けた取組に関し、市民等の理解と行動変革に資する効果的な施設案内・説明等と施設の清掃、緑化等管理業務を実施すること。「執行の理由」には「市が推進する持続可能な社会の実現に向けた情報発信拠点として、豊田市低炭素社会モデル地区を効果的に運営するため」とある。

イ 委託内容（業務委託）

運営管理業務、清掃業務、緑化管理業務、及び統括管理業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 凸版印刷株式会社

（イ）選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 契約の変更

1回目の変更は、イベントのうち1つの開催場所を変更したことに伴い、イベント会場の装飾、必要機材等の運搬・設置及び会場スタッフを追加するべく、契約金額を増額したものである。2回目の変更は、イベントのうち1つを台風接近により中止したため、契約金額を減額したものである。

(3) 再委託

「豊田市低炭素社会モデル地区における施設案内・説明等と施設の清掃、緑化等管理業務など」を3700万円（契約金額の49.35%）で再委託した。

(4) 監査の結果

ア 市が保有する個人情報や秘密情報を再委託先・下請負先のどの範囲の者が利用することになるかについて、把握することが可能にしておくべきである【意見】

イ 「再委託する理由」に「弊社が人材派遣機能を持ち合わせていないため、スタッフの雇用および管理運営を委託。」と記載されていることから、偽装派遣ではないことを確認し、できた場合はその旨を記録しておくことが望ましい【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第3 総務部

1 豊田市公共施設予約システム構築業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

広く市民が活用する公共施設の利用の利便性向上及び利用促進並びに公共施設の利用申請等に係る各種業務の負担軽減を図るため、施設の空き状況の確認や利用予約等をシステム化した公共施設予約システムを構築すること。「執行の理由」には「公共施設利用の利便性向上及び利用促進並びに公共施設の利用申請等に係る各種業務の負担軽減を図る。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

導入に係る作業（環境構築、運用テスト、マニュアルの作成）及びASPまたはSaaS方式によるシステム機能の提供である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 ソリマチ株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 再委託

「設計支援、プログラミング、データ入力」を704万円（契約金額の40.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

ウ 情報システム関連の業務では連鎖的に外部委託されることが珍しくないため、履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい【意見】

2 豊田市会計年度任用職員労務管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

平成32年度に「特別任用職員制度」が「会計年度任用職員制度」に移行するにあたり、管理する職員の増加や働き方の更なる複雑化が予想されるため、そのような状況に対応するべく、引き続きクラウド方式による勤怠・給与計算システムの採用と、新たな人材確保策を取り入れた労務管理を実現することである。「執行の理由」には「豊田市会計年度任用職員制度の導入にかかる、労務管理業務の適正な運営と事務の効率化を図るため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

任用に関する管理、退職に関する管理、給与計算に関する処理等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 トヨタすまいるライフ株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 再委託

「豊田市会計年度任用職員労務管理システム改修及びシステム保守」「給与計算代行」を1億9720万7340円（契約金額の69.51%）で再委託承認された。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

ウ 履行体制の確認のため、契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい【意見】

エ 契約書の特記と遵守項目確認表の整合性確認を徹底するべきである【指摘】

第4 市民部

1 標準宅地等鑑定評価委託

(1) 概要

ア 契約の目的

契約目的に関する記載は見当たらない。「執行の理由」には「令和3年度評価替えにおいて、合理的で均衡の取れた土地評価の実現に活用するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

令和3年度の固定資産（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の鑑定評価（地価公示価格又は都道府県地価調査価格を活用して、標準化補正後価格を求めることを含む。）を実施する。固定資産鑑定評価員（本市の選任により固定資産税評価における標準宅地の鑑定評価を行う者。以下「評価員」という。）は、予め本市が指定する地点について鑑定評価を行い、その結果を報告すること。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 豊田市委託業務事務要綱第3条第1項第3号別表1（公共的団体及び準ずる団体）の7（その他の団体等）に準ずる団体であり、必要な知識・経験を有するものが他にいないため。

(2) 変更契約

2回の変更契約により、契約金額が増額されている。

イ 令和2年3月23日付変更契約（14万4276円増額）

(3) 再委託の有無

市から受託者、受託者から固定資産鑑定評価員への再委託に似た状況はあるが、市と受託者間の委託契約のほか、市から固定資産鑑定評価員への委託契約が認められる。

(4) 監査の結果

- ア 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記するべきである【指摘】
- イ 経済性、効率性の観点から委託発注する必要性を再検討し、執行の理由にも委託発注する必要性を記載したうえで、委託する旨の判断をするべきである【指摘】
- ウ 市と固定資産鑑定評価員の契約関係を明確化するべきである【指摘】
- エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 平成33基準年度評価替え宅地等地価調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

平成33基準年度評価替えに伴う土地（宅地、一般田、一般畑、一般山林等）評価のために必要な調査に関する業務と評価のために必要なコンサルティングに関する業務を実施すること、及び豊田市全域について、土地評価における特性を考慮し、土地利用、街区の整備状況、生活環境条件、公共公益施設の分布状況、その他地価形成要因に影響を及ぼす諸要因を総合的に調査分析し、その分析結果を基に土地の評価及び課税についての総合的な土地評価業務の支援を行うこと。「執行の理由」には「平成33基準年度評価替えに伴う固定資産税評価業務（土地）を適正に行うため。また、固定資産の評価替えは3年に一回である。各年度の業務は3年間継続して実施するものであり、関連性が高く強い連続性を持つ。このため、一連の業務を債務負担行為とした。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

「固定資産地図情報システム」の環境構築、地形等変更情報の提供、土地評価に関する各種支援、固定資産（土地）評価に関する助言及び提案、全方位360度カメラによる街路画像撮影等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社パスコ
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 契約の変更

案件発注決定書、変更契約締結決定書、変更委託契約書によると、令和元年10月1日の消費税率の改正に伴う契約金額の変更である。

(3) 再委託

「標準宅地現地調査の補助員（計測、記録作業）」を40万円（契約金額の0.82%）、
「道路状況調査における作業補助員（機械操作、運転、記録作業）」を432万円（同8.17%）で再委託することについて承認された。

(4) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
- イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

3 豊田市航空写真撮影等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市における固定資産税の課税客体（土地・家屋）及び街路等の現況を適確かつ効率的に把握し、適正で公正な課税のための基礎資料整備、統合型GISのデータ整備の一環として市全域の航空写真撮影、写真地図データファイルの作成を行うこと、及び作成したデータを基に土地・家屋についての経年異動判読調査を行うこと。「執行の理由」には「豊田市における固定資産税の課税客体（土地・家屋）及び街路等の現状を的確かつ効率的に把握し、適正で公正な課税のための基礎資料整備のため。また、作成したデータを基に土地・家屋の経年異動判読調査を行う。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

デジタル空中写真撮影、写真地図データファイル作成、経年異動判読調査。

ウ 契約締結の方法

- (ア) 受託者 株式会社パスコ
- (イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札。入札した者は1者である。

(2) 再委託

「現地測量作業の作業員（計測、記録作業）」を17万5000円（契約金額の0.44%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
- イ 入札資格を検討し、1者入札の結果とならないよう、配慮するべきである【意見】
- ウ 委託検査結果における検査対象を明確にするべきである【意見】
- エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

4 戸籍総合管理システム保守委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が使用する戸籍総合管理システムを良好な状態に保つことである。「執行の理由」には「戸籍総合管理システムについて、正常かつ安定的な状態での作動を保つよう、その保守点検が必要であるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

システムを構成するハードウェア及びコンピュータ・プログラムの通常保守サービス及び特別保守サービスの提供。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 富士ゼロックスシステムサービス株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 必要とする技術力を有する者が他にいないため。

(2) 再委託

「戸籍総合管理システム機器保守業務」を238万5000円（契約金額の7.8%）、
「プリンタ保守業務」を238万5000円（同7.8%）で再委託することについて、
それぞれ委託業務下請負承認願による承認がなされた。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第5 地域振興部

1 道の駅どんぐりの里いなぶ管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「施設の適正かつ良好な維持管理により、利用者の利便性を図るため」とある。

イ 委託内容（業務委託）

情報コーナー管理、トイレ管理、駐車場等屋外清掃、花壇管理、寄植の剪定、イベント広場等管理、駐車場等誘導管理、ごみ処理、特別清掃等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社どんぐりの里いなぶ

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 関連する業務等から特定される者であるため。

(2) 再委託

受託者は、以下のとおり、本業務を再委託している。

ア 道の駅トイレ棟、駐車場等の清掃、除草等の業務

- 再委託料：441万7443円（本委託金額の34.2%）
- イ 道の駅駐車場・路線バス等乗降場誘導業務
 - 再委託料：449万4288円（本委託金額の34.8%）
- ウ 年2回のトイレ前通路等の特別清掃業務
 - 再委託料：100万7160円（本委託金額の7.8%）
- エ 道の駅情報コーナー管理運営業務
 - 再委託料：157万8320円（本委託金額の12.2%）
- オ 合計再委託料
 - 1149万7121円（本委託金額の89.0%）

(3) 監査の結果

- ア 外部に委託発注する必要性を、「執行の理由」や「仕様書」の目的・趣旨として記載すべきである【指摘】
 - 「道の駅全体の一体的、統括的な管理運営」が契約の目的、執行の理由であれば、当該業務を受託者に義務付けるには、仕様書等に明記し、契約の内容として取り込む必要がある。また、これを主たる部分として指定することが必要である。
- イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】
- ウ 再委託の範囲の見直し、市との直接委託契約も検討すべきである【意見】
- エ 「下請負契約見込額」に特別清掃業務の金額が含まれていないにも関わらず、特別清掃業務も含めて再委託が承認されていた。承認手続を見直すべきである【指摘】
- オ 仕様書の内容に基づく履行状況を確認すべきである【指摘】

2 豊田市コミュニティセンター等施設の個別施設計画策定業務委託

(1) 概要

- ア 契約目的
 - 対象施設の劣化及び使用状況の調査を行い、個別施設計画の策定を行うこと。「執行の理由」には「豊田市公共施設等総合管理計画に基づき、豊田市コミュニティセンター等施設（28施設）について、個別施設計画を策定しなければならないため。」とある。
- イ 委託内容（業務委託）
 - 対象施設に対し、所定の業務を検討・実施し、用途・施設・棟ごとにとりまとめの上、計画を策定する。計画構成、業務内容（記載内容）については、発注者と検討し記載事項を決定すること。
- ウ 契約締結の方法及びその理由
 - (ア) 受託者 株式会社日総建
 - (イ) 選定方法 入札後資格確認型一般競争入札

(2) 再委託

「現地調査補助」を840万円（契約金額の39%）で再委託している。

(3) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】
- イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】
- ウ 再委託する理由や再委託先選定の理由について明確にするべく資料を徴収するなどし、承認の可否を実質的に判断すべきである【指摘】

第6 生涯活躍部

1 豊田市史資料調査委託業務

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「新修豊田市史編さんを円滑に進めるため」とある。

イ 委託内容（業務委託）

新修豊田市史編さん事業に関する多岐に及ぶ業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 豊田市史資料調査会

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 他自治体史編さんに従事した職員を有する組織を選定した。

(2) 契約当事者の選定の妥当性

市の事務を一部切り出して受託者に行わせているのが実体である。

(3) 再委託

受託者は、6者に対し市の承認を得て再委託をしているほか、社会保険労務士に対して年額24万円（税別）を支出しているが、再委託の承認を得ていない。

(4) 剰余金の返還

本件委託契約の剰余金精算規定に基づき、153万2299円を返還している。

(5) 監査の結果

ア 委託発注の必要性が認められない【指摘】

イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

エ 受託者と随意契約する理由は認められない【指摘】

オ 権利能力なき社団の実体が認められない【指摘】

カ 委託料と補助金を峻別し、受託者運営費は補助金として支出すべきである【指摘】

キ 受託者に雇用された職員に対する労働者保護の規制を潜脱している【指摘】

ク 予定価格調書を作成すべきであった【意見】

ケ 下請負承認決定書の「江尻遺跡」は「沢尻遺跡」の誤記である【意見】

2 豊田市美術館設備運転及び保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市美術館及び駐車場の敷地内にある施設に設置されている諸設備の安全かつ効率的な運転操作と適切な日常保守清掃整備により快適な環境を作るとともに、設備の故障の予防に努め、万一異常を発見若しくは予測した場合は適切な処置をとり、設備の耐久化を図ること。「執行の理由」には「施設の諸設備を適正かつ効率的に運転使用・維持管理し、美術館の観覧に必要な環境を確保するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

豊田市美術館の設備運転及び設備保守点検に関する業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 昭和建物管理株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 必要とする陣容・体制を有する者が他にいないため。

(2) 契約当事者の選定（随意契約）

見積徴収は3回行われ、3回目に見積書比較価格を僅かに下回る金額で決定された。

(3) 再委託

委託金額の49.3%の再委託金額で合計19者に対して再委託を行っている。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 業者選定理由につき、いかなる意味で受託者には必要とする陣容・体制があるのかを明確にする必要がある【意見】

ウ 再委託しなければならない理由を個々に確認のうえ、十分に検討のうえ承認の可否を判断すべきである【指摘】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

オ 委託期間内に専門資格の有効期限が満了する場合、次年度の業務委託下請負承認願提出時ではなく、適時に更新後のものを提出させて確認すべきである【指摘】

3 ラグビーワールドカップ 2019 に向けた誘客策及び滞在時間延長策検討・実施業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

ラグビーワールドカップ2019™の開催期間中、豊田スタジアムで試合を行うチームの国を中心とした国外及び国内からより多くの観戦客等が豊田市を訪れ、より長時間滞在してもらうことで、地域経済の活性化及び交流人口の拡大に資すること。「執行の理由」には「大会の開催期間中、豊田スタジアムで試合を行うチームの国を中心とした国外及び国内からより多くの観戦客等が豊田市を訪れ、より長時間滞在してもらうことで、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①国外のチケット保有者に向けた誘客策の検討・実施、②国外のチケット未保有者に向けた誘客策の検討・実施、③国内のチケット保有者に向けた誘客策の検討・実施、

④商工会議所と連携した来訪者の受入れ準備に関するセミナーの検討・実施、⑤国内外から来訪する観光客数の推計・分析。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社 J T B

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

(ウ) 選定理由 必要となる権利等を有する者が他にいないため。

(2) 契約の変更

本件委託契約において、契約の変更は、令和元年 7 月 1 日付け協議書と同年 1 0 月 1 日付け協議書に基づくものの、実質 2 回なされている。しかし、変更契約書締結は、同年 1 1 月 2 8 日である。

(3) 再委託

ラグビーワールドカップ 2 0 1 9 推進課が発行する冊子「るるぶ特別編集」と、「RURUBU Special Edition」の企画編集制作について再委託を行っている。金額及び割合は 1 5 0 0 万円、2 6 . 4 6 % である。

(4) 監査の結果

ア 仕様書の著作権の定めについて整理し、誤記のないようにするべきである【指摘】

イ 契約締結日と委託期間に齟齬が生じないようにするべきである【意見】

ウ 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【指摘】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第 7 子ども部

1 豊田市保育業務支援システム実証実験実施業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

保育業務の負担軽減及び保育の質の向上を目的とする保育業務支援システムの導入に向けた検討のため、機器性能と現場運用とのマッチング、ハード面での環境整備、保育士への I C T 研修のあり方などについて多角的に実証実験を行うこと。「執行の理由」には「保育業務の負担軽減及び保育の質の向上を目的とし、保育業務支援システムの実証実験を行うため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

実証実験の企画立案、実施及び実証作業。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 西日本電信電話株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号）

(ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 契約の変更

消費税率変動に伴い、委託料の支払時期・方法を変更した。

(3) 再委託

「システム全体の施工管理、ネットワーク環境の構築検証など」を1631万円（契約金額の81.75%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。なお、受託者が市へ契約前に提出した実施計画書には「協力会社」が記載されており、その1者が下請負者となった。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

ウ 体制表の提出を求める条項などを契約約款又は仕様書に盛りこむなど、履行体制を確認する根拠を契約書内に予め設けておくべきである【意見】

第8 環境部

1 逢妻衛生プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する逢妻衛生プラントを包括的に民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「し尿処理施設を常に最良な状態でかつ経済的、効率的に施設を運転し、設備に損害等が発生させないよう安全で安定した放流水質を確保するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

逢妻衛生プラントの運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社クリタス

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 必要とする知識・経険を有する者が他にいないため。

(2) 契約の変更

ア 契約解除に関する事項の追加（単独の変更契約書は交わさず）

イ 消費税増税による金額の変更（変更委託契約書締結）

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は17者で、本委託金額の31.2%を占める。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【指摘】

イ 再委託先の許可書等が更新されたときはその写しを求めるべきである【意見】

ウ 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 砂川衛生プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する砂川衛生プラントを包括的に委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「し尿処理施設を常に最良な状態でかつ経済的、効率的に施設を運転し、設備に損害等が発生させないよう安全で安定した放流水質を確保するため」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 住重環境エンジニアリング株式会社

(住友重機械エンバイロメント株式会)

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 必要とする知識・経険を有する者が他にいないため。

ウ 委託内容（業務委託）

砂川衛生プラントに関する運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務。

(2) 契約の変更

ア 契約解除に関する事項の追加（単独の変更契約書は交わさず）

イ 消費税増税による金額の変更（変更委託契約書締結）

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は8者で、本委託金額の6.55%を占める。平成31年4月1日付委託業務下請負承認願について、下請負業者の許可等の記入が一切なされておらず、許可書等の添付もなされていない。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【指摘】

イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】

ウ 合併の場合の解除条項を設けられたい【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

3 緑のリサイクルセンター包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する緑のリサイクルセンターを包括的に民間事業者へ委託し、契約者は、主体的に長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「緑のリサイクルセンターの維持管理及び運転業務を実施するため」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 公益財団法人豊田加茂環境整備公社
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 有機性廃棄物資源化施設である当該施設は、廃棄物の処理のみでなく、堆肥等の製造施設という資源循環の促進を図る施設である。搬入される処理物、処理方式及び構成設備等の運転管理方法は特殊性がある。安定した品質の堆肥製造までの一元的管理は、長年培ってきた技術力が必要不可欠であり、かつ緊急時の適正対応を迅速に行う必要があるが、特殊な運営技術力を必要とする一連の作業を委託できる事業者は他にはいないため。

ウ 委託内容（業務委託）

緑のリサイクルセンターの運転管理業務、維持管理業務、防災管理業務、安全衛生管理業務及びこれらに付随する一連の業務。

(2) 契約の変更

- ア 契約解除に関する事項の追加（単独の変更契約書は交わさず）
- イ 消費税増税による金額の変更（変更委託契約書締結）

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は7者で、本委託金額の49.11%を占める。平成31年4月1日付委託業務下請負承認願について、下請負業者の許可等の記入が一切ない。

(4) 監査の結果

- ア 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【指摘】
- イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】
- ウ 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
- エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

4 渡刈クリーンセンター包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「渡刈クリーンセンターは流動床式熱分解ガス化溶融炉を3炉有する施設であるため、運転管理・整備に高度な技術・技能が要求される。そのため、技術情報を入手できるプラントメーカーに委託する。また、運転管理に付帯する各種分析や清掃等も合わせて委託する。」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 日立造船株式会社
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 必要とする知識・経験を有する者が他にいないため。

ウ 委託内容（業務委託）

渡刈クリーンセンターの、搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源化促進業務、情報管理業務、防災管理業務及びその他関連業務。

(2) 契約の変更

- ア 委託料は、年度内のごみ処理量が、ごみ計画搬入量（95,000t）の105%を超えた場合または95%を下回った場合、精算するとされている。
- イ 平成31年3月31日付変更契約で1094万0400円の増額。
- ウ 令和元年10月1日付変更契約で消費税増税分8390万円の増額。
- エ 令和2年3月31日付変更契約で3620万1000円の増額。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は43者で、本委託代金（令和元年度分）の49.13%を占める。しかし、平成31年4月1日付委託業務下請負承認願においては、契約金額として契約期間（5年）分の90億7214万0400円、下請負契約見込額として平成31年度分の9億0600万4280円が記入され、下請負率は10.0%とされている。また、再委託先業者の許可書等の添付はなされていない。

(4) 監査の結果

- ア 委託業務下請負承認願の契約金額は単年度分を記入させ、再委託の可否を実質的に検討し判断すべきである【指摘】
- イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

5 藤岡プラント包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する藤岡プラントを包括的に民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は、長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウをいかし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「ごみ焼却施設の搬入管理、運転管理及び維持管理業務を実施するため」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社タクマ
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 必要とする知識・経験を有する者が他にいないため

ウ 委託内容（業務委託）

藤岡プラントの搬入管理業務、運転管理業務、維持管理業務、その他管理業務。

(2) 契約の変更

平成31年4月1日付変更協議書（第1回）により、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除条項追加。

(3) 再委託

再委託率は、平成31年度の委託金額支払額（3億8804万0000円）、下請負契約見込額合計（2億8118万4600円）により計算すると71.93%となる。また、再委託先は19者あるが、1者は委託業務下請負承認願本紙に、その他18者は別紙名簿に記載されており、本紙に記載された1者と別紙に記載された18者の関係が不明である。本紙には、本紙に記載された1者の契約見込額及び再委託率が記載されているのみで、合計金額や再委託率は計算しないと明らかにならない。再委託先の業務についての許可等は、名簿には記載があるが、許可書等の写しの添付はない。

(4) 監査の結果

- ア 変更委託契約書を締結するべきである【指摘】
- イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】
- ウ 委託業務下請負承認願の記載が手引に反したまま承認したことは不当【指摘】
- エ 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
- オ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

6 グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理するグリーン・クリーンふじの丘を包括的に民間事業者（以下「契約者」という。）に委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを活かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「グリーン・クリーンふじの丘を民間の技術及び施設運営のノウハウを活かし、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指すため包括的に委託するものである。」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 アタカメンテナンス株式会社（浅野アタカ株式会社）
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 必要とする知識・経険を有する者が他にいないため。

ウ 委託内容（業務委託）

グリーン・クリーンふじの丘の運転管理業務、維持管理業務及びその他管理業務。

(2) 契約の変更

令和元年10月1日、同日以降の消費税増額分1201万2000円変更。

(3) 再委託

平成31年度の再委託先は12者で、本委託代金の47.2%を占める。

平成31年4月1日付委託業務下請負承認願には、許可等が記入されておらず、許可書等も添付されていない。

(4) 監査の結果

- ア 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】
- イ 合併の場合の解除条項を設けられたい【意見】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

7 勘八不燃物処分場包括的運転維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する勘八不燃物処分場を民間事業者へ委託し、発注者と契約者の管理区分を定め、契約者は長年にわたる蓄積した技術及び施設運営ノウハウを生かし、創意工夫の下、性能を維持又は向上させ、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指し、発注者は、これを支援かつ管理すること。「執行の理由」には「勘八不燃物処分場汚水処理施設等の運転管理を民間の技術及び施設運営のノウハウを活かし、最小のトータルライフコスト及び最適な施設の運用を目指すため包括的に委託するものである。」とある。

イ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 藤吉工業株式会社
- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 必要とする知識・経険を有する者が他にいないため。

ウ 委託内容（業務委託）

勘八不燃物処分場の運転管理業務、維持管理業務及びその他管理業務。

(2) 契約の変更

平成31年4月1日付変更協議書により、市と受託者との間で、本業務の仕様書に廃棄物処理法施行令第4条第8号に規定されている契約解除条項追加。

(3) 再委託

再委託先は5者で、再委託率は2.94%である。
委託業務下請負承認願において、再委託先の許可書等の写しは添付されていない。

(4) 監査の結果

- ア 変更委託契約書を締結するべきである【指摘】
- イ 再委託先の許可等の確認を行うべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第9 産業部

1 花本産業団地拡張事業造成工事に伴う事業損失補償調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が実施する花本産業団地の拡張造成工事の影響で、隣接する企業において損失被害が発生した場合に適切な対応を可能とするため、必要となる各調査を行うこと

である。加えて、損失被害と考えられる状況が発生した場合には、すみやかにその対応に必要な資料を作成し、とりまとめること。「執行の理由」には「花本産業団地拡張事業造成工事区域周辺の事業者に対し、当該工事に伴う事業損失が発生した際の市がすべき補償を明確にすることで、事業を円滑に推進させるため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

①計画・現地調査、②事業損失補償調査、③補償関連調査、④井戸枯渇調査、⑤調査結果とりまとめ、⑥打合せ協議。

ウ 契約締結の方法

(ア) 受託者 株式会社中部テック

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

①補償すべき事態が発生しなかったこと（83万8000円の減額）、②平成31年3月31日までに締結した工事に係る請負契約にも改正前の税率（8%）が適用されることが契約後に判明したこと（31万9640円の減額）を理由に契約金額を減額した。

(3) 再委託

「水質分析における濃度の測定に係る計量の証明、騒音・振動調査のうち観測データの感覚補正処理作業（計量証明書の発行含む）」を56万9800円（契約金額の4.10%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。当該分析は、計量事業登録を受けた専門業者以外、実施できないためである。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 産業実態調査（製造業・商業）業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市内の製造業・商業分野における産業や企業の実態を把握し、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を得るため。「執行の理由」には「市内の製造業、商業分野における産業や企業の実態を把握し、調査結果の分析及び課題の抽出、施策の提案等により、「豊田市ものづくり産業振興プラン」及び「豊田市商業活性化プラン」の基礎資料を作成する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①製造業調査、②商業調査、③製造業調査及び商業調査を踏まえた結果の分析・施策提案。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 再委託

「アンケート調査票の入力代行」を45万円(契約金額の1.98%)、「アンケート調査票の印刷」を23万円(同1.01%)、「アンケート調査協力依頼電話の実施」を49万5000円(同2.18%)、「アンケート調査発送・回収用封筒の制作」を9万円(同0.40%)、「アンケート調査票の封入・封緘・発送代行」を10万7000円(同0.47%)で再委託した。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

3 明和2号線ほか2路線 林道測量調査設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

林道野入月ヶ平線及び林道明和2号線において、斜面及び路側擁壁の崩壊に対し、測量による地形を把握するとともに現地踏査及び地質調査の結果を基に崩壊原因・崩壊起工を分析し、復旧工法について予備設計を実施して最適工法の決定を行い、決定した復旧工法について詳細設計を行うことである。また、林道尾根線において、舗装工事の設計CBRを行うこと。「執行の理由」には「林道適正管理推進のため、林道整備の事業化に必要な測量・調査・設計を実施する。」とある。

イ 委託内容(工事関係委託)

①測量業務、②地質調査業務、③設計業務。

ウ 契約締結の方法

(ア) 受託者 株式会社浪速技研コンサルタント

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

設計変更協議書、変更契約締結決定書及び変更委託契約書によると、予備設計検討結果に伴い詳細設計及び現地測量を変更したものである。

(3) 再委託

「地質調査の現場試錐業務及び室内土質試験」を332万2000円(契約金額の24.10%)で再委託することについて、委託業務下請負承認願により承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

4 とよた森林学校運営業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

①市内人工林の間伐を継続的に推進するために、林業労働力を毎年定期的に育成すること、②森林所有者の森林に関する意識を高め、所有山林の保全・活用を推進すること、③豊田市民、特に都市住民の森林に関する意識を高め、人工林管理への支援を増進すること、④企業退職者等が、セミプロ又はボランティアとして森林作業等に従事することを支援すること。「執行の理由」には「とよた森林学校の運営業務を、森林・林業専門業者委託し、運営経費を軽減するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

とよた森林学校の運営

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 豊田森林組合

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 当該事業者は森林や森林管理に関する専門的な知識を持ち、これまでとよた森林学校の運営業務に取り組んできた実績があり、円滑な事業運営が可能となるため。

(2) 契約の変更

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、2講座（自然の仕組み探検隊・事務局企画講座）、計3日間の開催が中止されたことから契約代金を減額した。

(3) 再委託の理由

講座及びフォローアップ研修の一部の事前準備、当日の運営及び報告書の作成及び森林セミナーの当日スタッフの提供を159万円（契約金額の10.00%）で再委託することについて、委託業務下請負承認願による承認がなされた。しかし、パンフレットのデザイン及び印刷については、下請負承認の手続がなされていなかった。

(4) 監査の結果

ア 委託業務下請負承認の手続に漏れがないようにするべきである【指摘】

イ 業者選定の実質的な理由を記載するべきである【意見】

ウ 再委託先の特殊性を具体的に検討し再委託の承認を判断するべきである【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第10 都市整備部

1 豊田市都心地区空間デザイン監修等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

都心環境計画に基づいて整備する豊田市駅西口ペDESTリアンデッキや西口ターミナル、豊田市駅駅舎や豊田市駅東口駅前広場等を対象に、別途発注による設計業務委託のデザイン監修を行い、鉄道事業者との詳細図調整を行い、緑陰歩道・東口屋根の整備計画を作成するもの。執行の理由は「本業務は、都心環境計画に基づいて整備

される駅周辺施設を対象に、別途発注による設計業務に対するデザイン監修等を行うため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

①デザイン監修、②空間デザインアドバイザー会議等資料作成および会議運営、③豊田市駅駅舎整備事業における関係機関協議、④豊田市駅東口屋根における検討、⑤緑陰歩道整備計画案の作成、⑥打合せ協議、⑦報告書とりまとめである。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社日建設シビル

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

平成27年度、関連するプロポーザルで受託者を選定しており、履行状況は良好であることが見込めることから、受託者を選定した。

(2) 契約の変更

令和2年2月26日、142万2300円の減額。ただし、令和元年11月11日及び令和2年2月7日に2回の設計変更協議がなされている。

(3) 再委託

4者に対して再委託している。合計は935万円、再委託率は52%以上である。

(4) 監査の結果

ア 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【指摘】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 豊田市駅東口ペデストリアンデッキ予備設計等業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

都心環境計画に基づく施策を推進するため、空間デザインに整合した東口デッキ及び北口連絡デッキ等の予備設計を行い、予備設計に必要な測量業務を合わせて実施する。「執行の理由」には「本業務は、都心環境計画に基づく施策を推進するため、空間デザインに整合した東口デッキ及び北口連絡デッキ等の予備設計を行うものである。また、予備設計に必要な測量業務を合わせて実施するものである」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

豊田市駅東口既存デッキ意匠予備設計、豊田市駅東口駅前デッキ改築予備設計、豊田市駅北口連絡デッキ新設予備設計。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 中央コンサルタンツ株式会社

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

建築士法第22条の3の3の規定内容について特記を追加した。設計変更事務取扱要領第3条第1号オ（「発注後に発生した外的条件によるもの」）が設計変更の理由。

(3) 再委託

測量業務につき1件について再委託を行っている。再委託金額は33万円、再委託率は1.16%である。

(4) 監査の結果

ア 「発注後に発生した外的条件によるもの」を変更理由としたことは不適切【指摘】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

3 市街地・開発緑地管理委託（中南部地区）

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市の市街地緑地及び開発緑地の適正かつ良好な維持管理を行うため。「執行の理由」には「市街地緑地、及び開発緑地を安全かつ適正に管理し、地域住民の生活環境の保全を図るものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

市街地緑地及び開発緑地の維持管理作業として、草刈、樹木剪定、除草、伐採、危険樹木巡回調査、抑草剤散布、樹木安全度調査、廃棄物の処理等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社鈴鍵

(イ) 選定方法 入札後資格確認型一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年3月23日に16万4590円増額された。変更理由は、自治区等との調整により伐採対象木を変更、また緑地内で処理が困難な伐採木を搬出処理とし、地域車両交通に配慮し交通整理員を配置したため。変更事務取扱要領第3条第1号ア「発注後に発生した外的条件によるもの」とされている。

(3) 再委託

1件の再委託を行っている。再委託金額は432万円、再委託率は18%である。

(4) 監査の結果

ア 変更の主たる理由は、「地元調整等の処理による場合」として第3条第1号ウを選択すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

4 豊田市定住促進プロモーション業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市及び県内市町村、さらには県外に居住する家族形成期を迎える世代の豊田市への定住及び移住の意向を高めること。「執行の理由」には「市内外、県外に居住する家族形成期を迎える世代の、豊田市への定住意欲を高めるため、「ファースト暮

らすとよた」の認知を拡大するとともに、豊田市が暮らしやすく、子育てしやすいまちであるというイメージを定着させる。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①マスメディアを利用したプロモーション、②市内外イベントでのPR活動、③PR動画広告、④啓発グッズ制作、⑤WEB広告の実施、⑥アニメ「シキザクラ」への露出。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 中京テレビ放送株式会社

(イ) 選定方法 特命見積徴収方式による随意契約

(ウ) 選定理由

平成30年度に公募型プロポーザルを実施した結果、受託者を選定した。実施要領では「本契約の履行結果が優良な場合は、平成31年度の当該業務委託について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。」としている。部内での報告会及び検査の結果、市販情報誌「豊田市デイズ」の発刊や、WEB広告1900万回表示等で平成30年度の履行結果が優良であると認められたため。

(2) 契約の変更

令和元年11月28日に200万円増額の変更契約が1回なされている。

(3) 再委託

再委託金額は104万2800円、再委託率は8.90%である。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 著作権者人格権の全面的な不行使特約を規定することが望ましい【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

エ 変更委託契約書（案）の表記まで訂正する必要はない【意見】

5 若林駅周辺地区 液状化検討ほか地質調査業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

（仮称）豊田若林駅周辺土地区画整理事業における液状化の検討及び橋梁・調整池の詳細設計の構造計算等に必要な資料を得ること。「執行の理由」には「本業務は、若林駅周辺地区にて計画中の区画整理事業区域において、液状化の判定及び橋梁・調整池の詳細設計に必要な資料を得るため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

（1）機械ボーリング、（2）標準貫入試験、（3）現場透水試験、（4）土質試験、（5）報告書作成、（6）解析地盤技術解析業務、（7）打合せ協議。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 東邦地水株式会社

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

変更金額9万9000円増額、増額率0.97%の契約変更が1回なされた。

(3) 再委託

ボーリング調査に伴う現場作業（運搬、機械ボーリング、原位置試験）を再委託している。下請率は26.89%である。

(4) 監査の結果

ア 仕様書は標題のほか改正年月日等により可能な限り特定されたい【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

6 豊田市高岡公園体育館ほか132施設定期点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市が管理する豊田市所有建築物について、建築基準法第12条第2項及び第4項による定期点検業務を行う。また、公共建築物の長寿命化修繕に点検結果を活用することを目的とする。「執行の理由」には「建築基準法第12条により、有資格者による点検が義務付けられているため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

(1) 資料の収集・整理、(2) 定期点検計画の確定、(3) 定期点検実施、(4) 定期点検結果の判定、(5) 資料整理等。なお、(3)の定期点検実施の対象建築物の設備については、「建築・換気設備・非常用照明設備・給排水設備」とされている。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 日本建築検査機構株式会社

(イ) 選定方法 入札後資格確認型一般競争入札。入札者は1者。

(2) 契約の変更

556万3855円増額（29.98%増）の変更契約が1回なされている。

(3) 再委託

消防施設工事業の許可が必要な防災盤の作動点検について、再委託している。なお、下請率は14.81%である。

(4) 監査の結果

ア 事故時の責任の所在について市の免責範囲の再考が必要である【意見】

イ 対象施設の増減は軽微な変更とはいえ、変更契約が必要であった【指摘】

ウ 変更契約は20%を超える増加額であり分離発注が必要であった【指摘】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

7 古瀬間墓地公園維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

古瀬間墓地公園の適正かつ良好な維持管理業務を実施する。「執行の理由」には「古瀬間墓地公園内の植栽管理・清掃をはじめ、事務所管理に関わる業務等を一体として行い、公園施設の適正な維持管理と管理事務所における諸業務を行う。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

事務所管理、作業管理、墓所内管理、廃棄物処理のほか、報告書等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 一般社団法人古瀬間墓地公園管理組合

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 豊田市古瀬間墓地公園条例及び規則に基づく墓所設置基準の指導協力関係にあり、地元協力が得られる団体であることから、適正な維持管理及び有利な価格での契約が可能のため。

(2) 再委託

事務所機械警備につき再委託を行っている。下請率は2.60%である。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 業者選定の理由を詳細に記載し実質的に判断すべきである【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

8 八草地区活断層調査委託

(1) 概要

ア 契約目的

豊田市八草町付近に分布すると推定される猿投山北断層について、ボーリング調査等を実施し断層の位置、性状を把握するとともに、土地利用規制に関する基礎資料を作成し、その結果を市街地整備事業に反映すること。「執行の理由」には「本委託は、八草町付近に分布が推定される猿投山北断層について、位置や性状を把握し、土地利用規制に関する基礎資料を作成することで、当地区で計画中である区画整理事業の事業計画へ反映することを目的とするものである。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

(1) 既存資料の収集整理、(2) 空中写真判読、(3) 地表踏査、(4) 浅層反射法地震探査、(5) ボーリング調査、(6) トレンチ調査、(7) 委員会運営補助。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 玉野総合コンサルタント株式会社

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

本委託において、二度契約変更がなされている。

(3) 再委託

3者に対し合計1692万3600円の再委託され、再委託率は約49%である。

(4) 監査の結果

ア 仕様書は標題のほか改正年月日等により可能な限り特定されたい【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第 1 1 建設部

1 都市計画道路高橋細谷線 竜宮橋 I 期線調査改築補強設計委託

(1) 概要

ア 契約目的

都市計画道路高橋細谷線の 4 車線化の内、竜宮橋の I 期線における上部工の改築補強詳細設計、竜宮橋 I 期線に近接する本線部の地質調査を実施。「執行の理由」には「都市計画道路高橋細谷線の 4 車線化に伴う、竜宮橋 I 期線の上部工改築補強詳細設計、竜宮橋 I 期線に近接する本線部の地質調査を行うことを目的とする。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

詳細設計、地質調査及び地盤解析の実施。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

(イ) 選定方法 事後審査型一般競争入札。入札 1 者。

(2) 契約の変更

契約金額の変更が 1 回なされた。

(3) 再委託

地質調査につき 4 5 0 万円（契約金額の 1 7 . 6 1 %）で再委託した。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 入札資格を検討等し、1 者入札の結果とならないよう、配慮するべきである【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 道路事業用地草刈委託

(1) 概要

ア 契約目的

良好な都市及び安全な交通環境を維持するため。「執行の理由」には「道路事業に必要となる用地の取得に伴い、取得済用地の管理として草刈りを実施する必要があるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

草刈り等である。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 中澤建設株式会社

(イ) 選定方法 入札後資格確認型一般競争入札。入札 1 者。

(2) 契約の変更

案件発注決定書（変更第1回）によれば、国及び地元との調整の結果、草刈箇所が増加したためとされ、草刈面積4000㎡増、契約金額86万9000円が増額された。

(3) 再委託

交通誘導12万9600円（契約金額の0.66%）について再委託がなされた。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 変更委託契約書を遅滞なく締結すべきである【意見】

ウ 変更契約の理由について誤解を招かない記載をするべきである【意見】

エ 委託検査結果通知書について検査項目及び内容の表現を改められたい【意見】

オ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

3 市道環状3号線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、良好な都市環境を維持するため。

「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

高中低木地被植物の剪定・除草等及び支柱設置・撤去、灌水、草刈、軽微作業等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社エイディーグリーン

(イ) 選定方法 入札後資格審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年3月10日付、398万7984円（税込）増の変更委託契約が締結された。

(3) 再委託

剪定、除草ほか街路樹管理として3者、交通誘導として2者の計3440万5020円（契約金額の61.42%）にき、「委託業務下請負承認願」による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 変更委託契約書を遅滞なく締結すべきである【意見】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

4 市道原山線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、良好な都市環境を維持するため。
「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

高中低木地被植物の剪定・除草等。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 有限会社猿投観葉

（イ）選定方法 入札後資格審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

枝、草とも見込みより繁茂せず処分量減を変更理由として要領第3条（3）精算行為により数量を変更し、17万6000円減額した。

(3) 再委託

交通誘導として59万8400円（契約金額4.03%）が「委託業務下請負承認願」による承認がなされた。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 委託業務下請負承認願添付書類は適時提出させるべきである【指摘】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

5 道路路面維持業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約目的は明記されていない。「執行の理由」には「本業務委託は、幹線市道及び市街化区域市道を中心に清掃を行うものであり、通行車両及び歩行者が安全かつ快適に通行できるように施工するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①路面清掃について、車道部分、歩道巻込部分、歩車道協会ブロック部分及び歩車道境界ブロックの控除部分の清掃作業、②廃棄物等の収集・軽量・運搬。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 ホームメックス株式会社

（イ）選定方法 入札後資格審査型一般競争入札

(2) 再委託

路面清掃工、緑陰水路清掃工として、981万8300円（契約金額の33.05%）が「委託業務下請負承認願」による承認がなされている。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討するべきである【指摘】

イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

6 道路維持業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

契約目的が明記されていない。「執行の理由」には「本業務委託は、幹線市道及び市街化区域市道を中心に清掃を行うものであり、通行車両及び歩行者が安全かつ快適に通行できるように施工するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

各種道路維持作業

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 近藤商事土木株式会社

(イ) 選定方法 入札後資格審査型一般競争入札

(2) 契約の変更

平成31年3月22日付「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価についての運用に係る特別措置について」に基づき、542万6020円増。

(3) 再委託

交通誘導警備3020万2700円（契約金額の18.76%）が再委託された。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には、当該事業を行う目的ではなく、経済的、効率的に事業を実施するために、委託発注する必要性を記載し、検討すべきである【指摘】

イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】

ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

7 市道櫛通り線ほか街路樹維持管理委託

(1) 概要

ア 契約目的

年間を通して市民にうるおいと安らぎを与え、好な都市環境を維持するため。「執行の理由」には「本業務委託は、市道の緑地計画に基づいて植栽された樹木の維持管理を目的とし、通行する市民に潤いと安らぎを提供するものである。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

①高中低木地被植物の剪定・除草等及び支柱設置・撤去、灌水、草刈、軽微作業等とする、②必要に応じて高中低木地被植物の防除。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 高岡造園土木株式会社

(イ) 選定方法 入札後資格審査型一般競争入札

- (2) 契約の変更
高所作業車の日数及び交通誘導員の人員を変更するとして、215万1240円（契約金額の5.14%）増。
- (3) 再委託
除草工、低木刈込工、高木剪定工として2者、低木刈込工、除草工として1者、交通誘導として1者の計99万4千1400円（契約金額の23.65%）が再委託された。
- (4) 監査の結果
 - ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
 - イ 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【意見】
 - ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

8 道路橋定期点検支援業務協定（愛知県都市整備協会）

- (1) 概要
 - ア 契約目的
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等にかかわる同法第42条に規定する点検を的確かつ効率的に実施するため。
 - イ 委託内容（業務委託）
 - ①技術支援業務、②道路橋定期点検業務。
 - ウ 契約締結の方法及びその理由
 - （ア）受託者 公益財団法人愛知県都市整備協会
 - （イ）選定方法 随意契約
 - （ウ）選定理由
鉄道を跨ぐ橋梁の点検においては、鉄道事業者から一括点検が求められていることから、愛知県道路メンテナンス会議の場で、愛知県が包括的に支援することになった。そこで、愛知県は、受託者と協定を締結して、市町村の管理する橋梁の点検を受託者が請け負える体制をつくった。受託者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく公共工事発注者支援機関に認定された県内で唯一の公益財団法人であり、従来から市町村への技術支援を行っている。そこで、市は受託者と随意契約を締結している。
- (2) 契約の変更
令和2年1月31日付けで77万3332円を減額した。
- (3) 再委託
受託者は、市に対して「業務再委託届出書」を提出し、道路法第42条で必要とされている道路橋定期点検の実施を、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有している第三者に再委託している。
- (4) 監査の結果
 - ア 契約規則以下の市の規範を履践して契約事務を行うべきである【指摘】

イ 執行の理由には、定期点検の専門性、点検にあたっての鉄道会社との協議調整の効率性、他の市町村と同調することの有効性、全体としての経済性に配慮し、委託発注の必要性について意識的、自覚的に記載するべきである【指摘】

ウ 再委託先が具体的に定まった後の承認願と承認を行うべきである【意見】

第12 上下水道局

1 豊田市下水道事業設備台帳システム構築業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市の公共下水道事業（汚水・雨水）、農業集落排水事業及びその他の汚水処理事業が保有する施設、設備に関する各種情報の一元化、高度化、共有化を図ることにより、効率的な情報管理を目指すもの。「執行の理由」にも同様の記載がある。

イ 委託内容（業務委託）

下水道事業における現場点検システム等の機能を有する設備台帳システムの構築。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 メタウォーター株式会社

（イ）選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

（ウ）選定理由 プロポーザル選考等により特定された。

(2) 契約の変更

平成31年3月13日付け変更委託契約書により、契約期間を変更している。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

2 怒田沢浄水場ほか計装機器保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

水道施設の安定した水道水の供給維持。「執行の理由」には「水道水の安定供給を図るため、計装機器の保守点検を行って故障の発生を未然に防止し、最良な状態を維持する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

施設の維持・管理に必要な業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 名三工業株式会社

（イ）選定方法 一般競争入札により選定された。1者が入札した。

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

3 万町浄水場ほか計装機器保守点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

水道施設の安定した水道水の供給維持。「執行の理由」には「水道水の安定供給を図るため、計装機器の保守点検を行って故障の発生を未然に防止し、最良な状態を維持する。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

万町浄水場等の計装機器、ポンプ、タンク、動力盤、制御盤、クレーン等の点検。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 寿美工業株式会社

(イ) 選定方法 一般競争入札により選定された。入札には1者が入札した。

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、4者に下請負をさせている。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

4 石畳配水場ほか工業計器等点検業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

上下水道局が設置している工業計器及び水質計器の機能を維持できるよう保守点検すること。「執行の理由」には「工業計器を常に万全の状態に保ち、正確な施設情報を得ることにより、安心・安全な水道水を安定的に供給するため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

石畳配水場等に設置されたPH計や投込式水位計等の工業計器455台の保守点検及び若林水質監視所等に設置された水質監視装置等13台の保守点検業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 名三工業株式会社

(イ) 選定方法 一般競争入札により選定された。入札には1者が入札した。

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(3) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

5 豊田・岡崎地区研究開発施設第1中継ポンプ場実施設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「豊田・岡崎地区研究開発施設（下山地区）へ水道を供給する中継ポンプ場の実施設計を行うため。」とある。契約目的は見当たらない。

イ 委託内容（工事関係委託）

ポンプ場詳細設計、路線測量、地質調査。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 丸栄調査設計株式会社

（イ）選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年2月20日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を変更しているが、契約金額の変更協議は令和元年7月18日付けでなされている。

(3) 再委託

業務の一部を300万円（9.74%）で下請負をさせている。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】

イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記するべきである【指摘】

ウ 変更委託契約書を遅滞なく締結するべきである【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

6 大沼梶浄水場ほか膜処理施設維持管理業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「セラミック膜モジュールの薬品洗浄を行うことにより、膜ろ過能力を回復させて水道水の安定供給を図る。」とある。契約目的は見当たらない。

イ 委託内容（業務委託）

大沼梶浄水場ほかの膜ろ過装置の膜モジュールについて、酸及びアルカリによる薬品洗浄を行い、膜ろ過能力を回復させる。あわせて、点検と部品交換。

ウ 契約締結の方法及びその理由

（ア）受託者 メタウォーターサービス株式会社

（イ）選定方法 随意契約である（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。

（ウ）選定理由 本業務を実施できるのは、メタウォーター(株)製膜ろ過装置の維持管理業務全般を専門的に実施している本業者のみである。

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(3) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】
- イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

7 東山配水場配水池更新詳細設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

水道事業における東山配水場配水池の更新工事を実施するために必要な調査及び詳細設計を行う。「執行の理由」には「豊田市水道施設耐震化プランに基づき実施。施設老朽化による予防保全対策として計画的な更新工事を実施するため。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

詳細設計業務、測量業務、地質調査業務。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社西日本技術コンサルタント
- (イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

2回の変更委託契約書締結により、いずれも契約期間と契約金額を変更している。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、1者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】
- イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

8 (都) 高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業関連汚水管路移設設計委託

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「本業務は、(都)高橋細谷線及び(準)長田川拡幅事業に伴い、汚水管路の移設が必要になったため移設設計を行うものである」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

設計延長、地質調査

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 富士エンジニアリング株式会社
- (イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(3) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

- イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】
- エ 偽装請負の疑いのある委託業務下請負承認願についてはヒアリングなどによって偽装請負ではないことを確認し、記録に残すべきである【意見】

9 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その1)

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の境川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容 (工事関係委託)

実施設計、測量調査、地質調査、解析等調査、地下埋設物調査各一式。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 株式会社NJS

(イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年2月21日付変更委託契約書により、契約期間と契約金額を変更している。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、5者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】

イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】

ウ 委託業務下請負承認願記載の有効期限を確認すべきである【意見】

エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

10 (公共) 管路実施設計業務委託 (境川処理区その2)

(1) 概要

ア 契約目的 前9と同様。

イ 委託内容 (工事関係委託)

実施設計、測量調査、地下埋設物調査各一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 幹設計事務所

(イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

2回の変更委託契約により、契約期間と契約金額を変更している。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】
- イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

1.1 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その1)

(1) 概要

ア 契約目的

「執行の理由」には「本設計委託は、流域下水道の矢作川処理区地域において公共下水道事業を計画的に実施するために、下水道管路等の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。契約の目的に関する記載は見当たらない。

イ 委託内容 (工事関係委託)

実施設計、測量調査、地質調査、解析等調査、地下埋設物調査各一式。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社NJS
- (イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年2月20日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を変更した。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、4者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載すべきである【意見】
- イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記すべきである【指摘】
- ウ 委託業務下請負承認願記載の有効期限を確認すべきである【意見】
- エ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】

1.2 (公共) 管路実施設計業務委託 (矢作川処理区その2)

(1) 概要

ア 契約目的 前1.1と同様。

イ 委託内容 (工事関係委託) 前1.1と同様。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社テイコク
- (イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

2回の変更委託契約書により、契約期間と契約金額を変更した。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、2者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

- ア 「執行の理由」には委託発注の必要性を記載するべきである【意見】
- イ 契約規則第33条第1項に基づき契約目的を明記するべきである【指摘】
- ウ 再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

1.3 中部1号雨水幹線ほか耐震補強詳細設計業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

下水道管路施設（管きょ及び人孔）の状況を的確に把握し、耐震化工事を実施するために必要な図書を作成を行うこと。「執行の理由」には「本設計業務委託は、下水道総合地震対策計画に基づき中部1号雨水幹線ほかの耐震補強を計画的に実施するために、雨水管路や人孔の実施設計及び関連調査業務を行うものである。」とある。

イ 委託内容（工事関係委託）

設計一式、既存施設強度調査（解析等調査）一式

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 株式会社NJS
- (イ) 選定方法 一般競争入札

(2) 契約の変更

令和2年2月18日付け変更委託契約書により、契約期間と契約金額を変更した。

(3) 再委託

受託者は、本件契約に基づく業務の一部について、1者に下請負をさせている。

(4) 監査の結果

再委託してはならない「主たる部分」を指定するべきである【指摘】

第1.3 教育部

1 豊田市中学生海外派遣事業委託（イギリス団）

(1) 概要

ア 契約目的

派遣生徒が海外の学校及び文化施設などを訪問して、見聞・体験したことを自らの糧とし、外国の人々との共存に必要な資質を身につけ、異文化理解に役立てさせるとともに、帰国後は見聞したことを他の生徒に伝え広める学校の国際理解教育の推進。「執行の理由」には「中学生を海外に派遣し、学校訪問での体験を通して、外国の人々との共存に必要な資質を身につけ、異文化理解に役立てるため。また、体験の発表を通して豊田市各中学校の国際理解教育の推進に役立てるため。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

豊田市立中学校に在籍する生徒を英語圏へ派遣する。

ウ 契約締結の方法及びその理由

- (ア) 受託者 豊田市中学生海外派遣団（イギリス）

- (イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (ウ) 選定理由 受託者は豊田市内の中学校長を団長とし、派遣中学生と引率教員で組織されており、事前の研修から派遣先での指導・教育、帰国後の学習までサポートができるのは当該団体に限られるため。

(2) 契約の変更

1回目は10万8776円の増額、2回目は実績により77万0365円の減額。

(3) 再委託

外国旅行関連を641万5224円（契約金額の50.95%）で再委託した。

(4) 監査の結果

- ア 委託発注の必要性が認められない【指摘】
- イ 契約相手として受託者は不適合である【指摘】
- ウ 随意契約の判断が形骸化している【指摘】
- エ 海外派遣団実施のあり方を再検討すべきである【指摘】
- オ 本事業は直営を検討すべきである【指摘】

2 学校教育情報システム運用管理支援業務委託

(1) 概要

ア 契約目的

市立小・中・特別支援学校（104校）、教育委員会7課5施設及び市長部局の一部における情報システムと学校間ネットワークの円滑な運用を図ること。「執行の理由」には「豊田市立小・中・特別支援学校及び教育センターの情報システムの運用管理を専門技術者に委託し、授業、学校事務等の円滑な運用を図る。」とある。

イ 委託内容（業務委託）

ヘルプデスク業務、学校に設置された機器等の運用保守及び保守支援業務、センター機器運用保守、情報システム資産管理、情報システム導入更新支援業務、その他。

ウ 契約締結の方法及びその理由

(ア) 受託者 リコージャパン株式会社

(イ) 選定方法 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

(ウ) 選定理由 プロポーザル選考等から特定された。

(2) 契約の変更

2回の変更委託契約書により、契約金額が増額変更された。

(3) 再委託

本業務の一部を金7095万6000円（契約金額の48.9%）で再委託した。

(4) 監査の結果

- ア 受託者の正規社員たる業務管理者を配置すべきである【指摘】
- イ 再委託してはならない「主たる部分」を指定すべきである【指摘】
- ウ 契約書内に体制表の提出を求める根拠を設けておくことが望ましい【意見】